

Seibu

生産性向上設備投資促進税制 対象機器ご検討のすすめ

生産性向上設備投資促進税制とは、生産性の高い設備の導入に当たり、税額控除や即時償却の適用が受けられる制度です。
詳しくは経済産業省ホームページ
「生産性向上設備投資促進税制」をご参照下さい。

立体自動倉庫・搬送用クレーン

【マテハン用省電力制御装置
eMat】 搭載

【マテハン用制振制御装置
sMat】 搭載

ピークアシスト・クレーン サイクルアップ・クレーン

回生電力量 : 最大25%回生

ピーク電流 : 最大50%低減

(いずれも当社比)

クレーン入出庫サイクルタイム

: 約20%短縮

(当社比)

新シリーズのクレーンには、生産性向上設備投資促進税制適用対象としての証明書が発行できます。生産性が向上する上に税制優遇も受けられる二重のメリット。

是非この機会に、**Seibu** マテハン用省電力制御装置 eMat(エマツト)、制振制御装置 sMat(スマツト)搭載シリーズの立体自動倉庫・工程間搬送用クレーンの新規導入、更新入替をご検討下さい。

* eMat、sMat 搭載シリーズはクレーン以外でも証明を受けられます。
(例 : 垂直搬送機、搬送車など)

西部電機株式会社

新開発

マテハン用省電力制御装置

eMat

搭載

エマツト

立体自動倉庫・立体搬送用クレーン

ピークアシスト・クレーン



実績事例写真

減速時に蓄えた電力で、加速時の最大消費電力をアシスト。

省電力であなたの工場・倉庫の経費節減をお手伝いします。

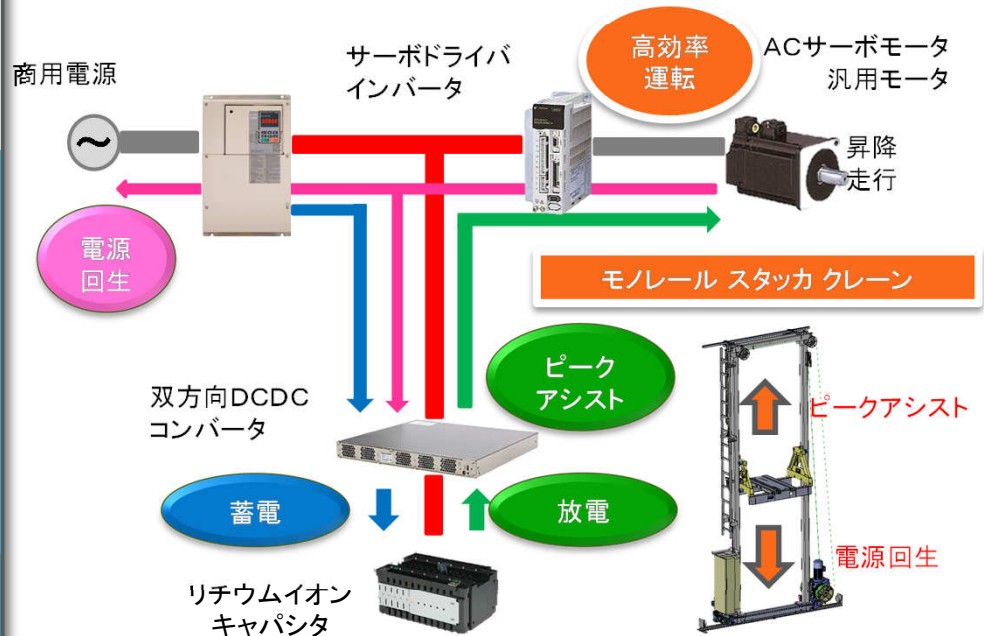
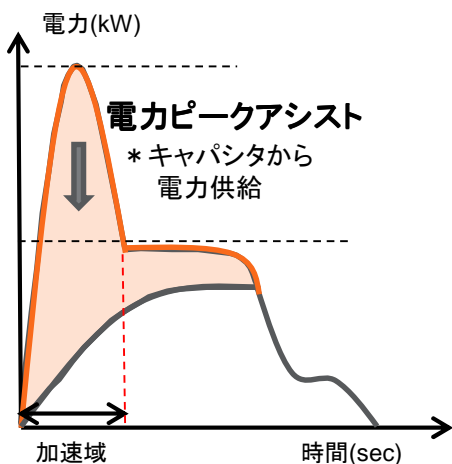
回生電力量 : 最大 **25%** 回生

ピーク電流 : 最大 **50%** 低減

電源回生機能と回生エネルギー蓄電機能を一体化した省電力制御装置(eMat)を搭載し、省エネ効果を大幅に高めた、モノレールスタッカクレーンです。

マテハン用省電力制御装置 eMat システム イメージ

ピークアシスト効果



新開発 マテハン用制振制御装置 sMat 搭載

スマット

立体自動倉庫・立体搬送用クレーン

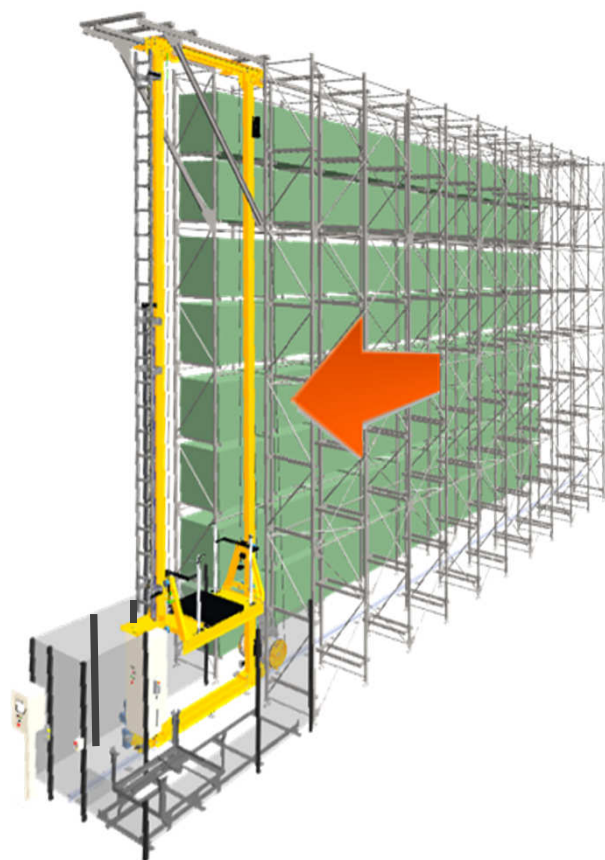
サイクルアップ・クレーン

減速、停止時のマストの揺れを抑え、クレーン静止までの時間を大幅に短縮。荷にも機械にも優しいクレーンです。

クレーン入出庫サイクルタイム

: 約 **20%** 短縮

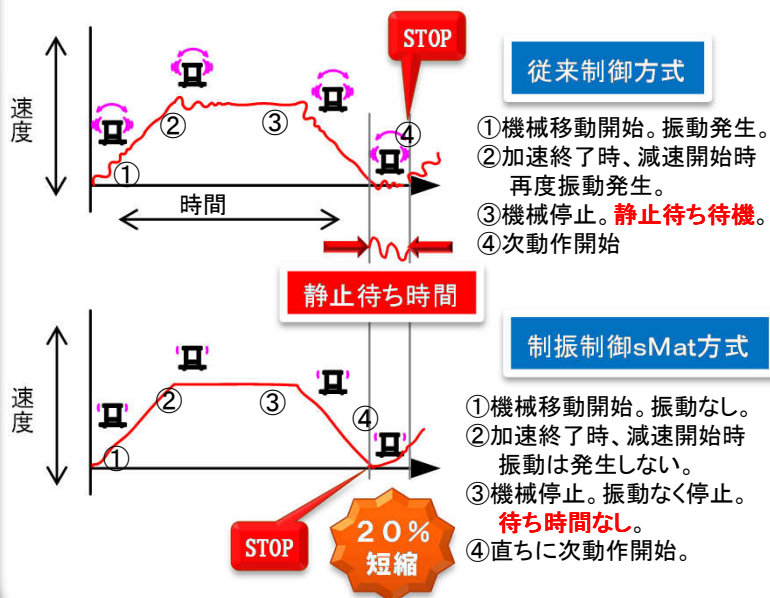
主柱構造の寿命改善効果も見込めます。



制振制御 (sMat) 搭載クレーンでは、昇降装置、走行装置の停止時、速やかにフォーク装置の動作が開始される為、サイクルタイム短縮効果が得られます。

マテハン用制振制御装置 sMat 効果イメージ

サイクルアップ効果



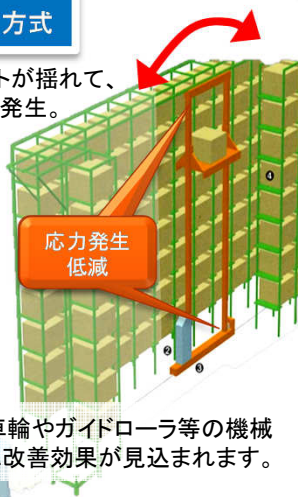
機械寿命改善効果

従来制御方式

加減速時にマストが揺れて、結合部に応力が発生。

制振制御 sMat方式

マストの揺れを抑えて、マスト付け根部**応力**の発生を約**50%低減**。



主柱(マスト)の他、車輪やガイドローラ等の機械部や部品等の寿命に改善効果が見込まれます。

生産性向上設備投資促進税制では、導入設備の取得価格の5%の税額控除または、即時償却が認められます。

同制度には、単体機器を対象にしたA分類と、生産ライン、システムを対象にしたB分類があり、手続きが異なります。また、在庫管理機などのコンピュータシステムも手続きが異なりますのでご注意ください。

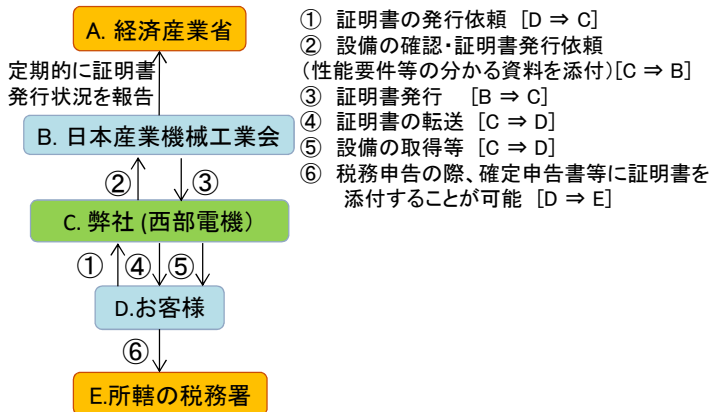
詳しくは経済産業省ホームページ「生産性向上設備投資促進税制」をご参照下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

A分類の適用

下記を満たす機器が対象です。

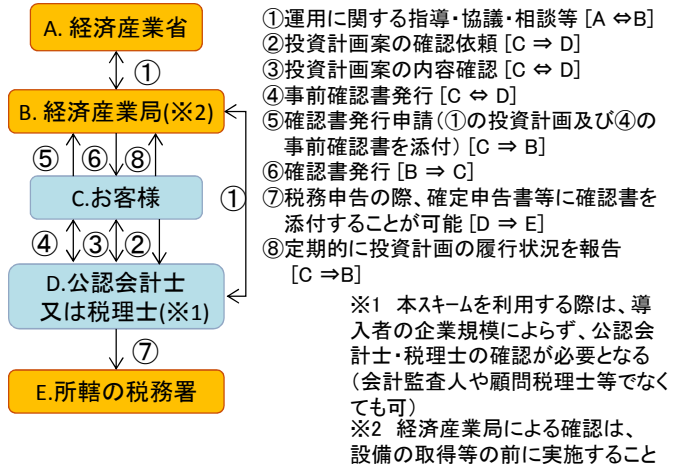
- ①最新モデル
 - ②生産性向上(生産効率、エネルギー効率等)が年間平均1%以上
 - ③最低取得価額160万以上
- 手続きは下記のとおりです。



B分類の適用

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備で下記を満たすシステムが対象です。

- ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上 (中小企業者等は5%以上)
 - ②最低取得評価額160万以上
- 手続きは下記のとおりです。

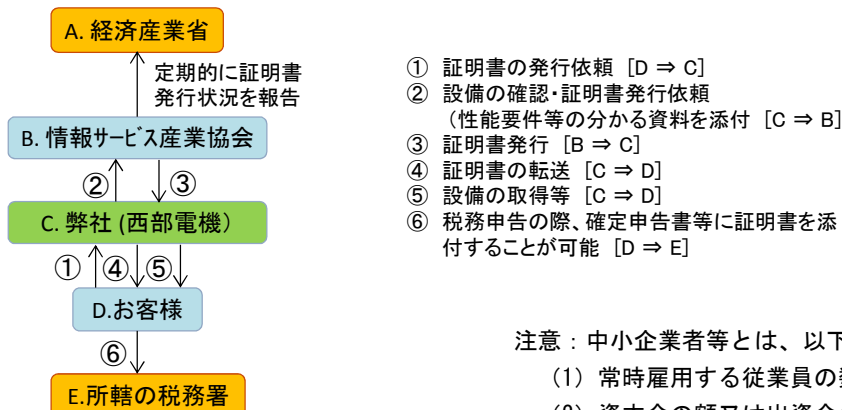


コンピュータ、ソフトウェアの適用

A分類と同じ適用です。但し、コンピュータソフトウェアについては下記の要綱も必要です。

- ①設備の稼働状況等にかかる情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの。
- ②中小企業者が取得又は製作するものに限る。

手続きは下記のとおりです。



注意：中小企業者等とは、以下のいずれかに該当する場合を指します。

- (1) 常時雇用する従業員の数が1,000人以下の個人。
- (2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。

お問合せ先

- 東京支店 〒136-0071 東京都江東区亀戸二丁目26番11号
TEL:03-5628-0011 (代表) FAX:03-5628-0022
- 名古屋営業所 〒468-0015 愛知県名古屋市天白区原二丁目3101番地
TEL:052-800-5051 FAX:052-800-5030
- 大阪支店 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
TEL:06-4796-6711 FAX:06-4796-6707
- 九州営業所 〒811-3193 福岡県古賀市駅東三丁目3番1号
TEL:092-941-1530 FAX:092-941-1522



西部電機株式会社